

権威主義体制下での選挙監視活動と2015年ベラルーシ大統領選挙
—OSCE選挙監視団への参加もふまえて—

浦部 浩之

The 2015 Presidential Election in Belarus under an
Authoritarian Regime: An Analysis as an Observer of
the OSCE Election Observation Mission

URABE Hiroyuki

On October 11, 2015, the presidential election was held in Belarus, resulting in the fifth consecutive reelection of incumbent President Alexander Lukashenko, who gained 83% of the votes among a high voter turnout of 87%. However, the Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) Election Observation Mission—which deployed 399 observers to Belarus—announced that the election once again indicated Belarus still had a considerable way to go in meeting its OSCE commitments and other international obligations and standards for democratic elections. However, it must be pointed out that many electorates also wished for the peace and stability that Lukashenko appealed for in response to the eruption of violence in neighboring Ukraine starting in 2014. Moreover, the European Union lifted sanctions on him and other high-ranking officials following the election in light of the geopolitical importance of Belarus.

はじめに

2015年10月、ベラルーシで大統領選挙が実施され、現職のルカシェンコ (Аляксандр Рыгоравіч Лукашэнка) 大統領が87.22%の圧倒的な得票率で5選を果たした。ルカシェンコは1994年、ソ連解体後のベラルーシで初めて行われた大統領選挙で当選して以来、20年以上にわたりその地位にある。ただし、就任後に築き上げていった権威主義的な政治体制と政敵を排除する強権的な政治手法ゆえ、「欧州最後の独裁者」として非難されることも多い。

さて、筆者は日本国外務大臣の依頼により、欧州安保協力機構 (OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe) の民主制度・人権事務所 (ODIHR: Office for Democratic Institutions and Human Rights) が派遣した2015年ベラルーシ大統領選挙監視団に短期監視員として参加する機会を得た。このOSCEの監視団は後述のとおり、選挙は国際的な民主主義の基準を満たしていないとの監視結果を発表 (OSCE/ODIHR 2016) した。

筆者はこれより前、エルサルバドルをはじめ6ヵ国での選挙監視活動に従事したことがあったが、監視団から選挙の公正性への疑問が呈されたという点でベラルーシでの体験は特異なものであった。選挙監視は、実施側と受け入れ側がその機能をうまく活用すれば公正な選挙の実現、選挙結果に対する信頼性の向上、そして政治の安定や民主主義の強化に寄与するが、やり方を間違えると、所期の目的を果たせないばかりか、場合によっては政治対立を悪化させたり不公正な選挙を不当に承認したりすることになりかねない (浦部 2017)。本稿では、様々な状況下で行われる選挙監視活動に関する事例研究を蓄積し、効果的な選挙監視のあり方を追究していくという学術的、実務的課題への一助とすることを目的に、2015年ベラルーシ大統領選挙とそこでの選挙監視活動について記したい。

1 ベラルーシ政治と2015年大統領選挙の概要

(1) ベラルーシの外交関係とルカシェンコ大統領

ベラルーシ共和国は、1991年末のソ連解体にともない独立した国である。ただし、旧ソ連圏の多くの国で民族主義的なナショナリズムに押されるかたちで独立が達成されたのとは対照的に、ベラルーシではそうした動きは緩慢で、自



写真1 ミンスク市中心部ネザレージナスツイ通りの光景（筆者撮影）

ら望んでというよりも「行きがかり上」独立したようなところがあった（服部 2015: 15）。当時のベラルーシ国民の5～8割はソ連解体を遺憾と感じており、1994年7月の大統領選挙でルカシェンコが勝利した要因も、ロシアとの同盟関係やある種のソ連復活を掲げる彼の主張にあった（半田 2011: 34）。実際、ルカシェンコは大統領就任後、関税同盟協定（1995年1月）やロシア・ベラルーシ連合国家創設条約（1999年12月）を締結するなど、親ロシア的な外交政策を推し進めていくことになる。

ただルカシェンコはしだいに、ロシアと西欧の狭間に位置する自国の地政学的な状況を利用し、主権と独立を守る姿勢を国民に誇示することで自らへの支持の調達と政権基盤の強化を図るようになる。転機となったのは、2000年にロシアで国益追求の姿勢を強めるプーチンが大統領に就任したことであった。これによって、ルカシェンコはロシアから一方的に経済的利益を引き出すことが難しくなったのみならず、プーチン政権の攻勢でベラルーシ国内での政権基盤を掘り崩されることへの恐れが強まったのである（服部 2017: 273）。ベラルーシはエネルギー資源の大部分をロシアからの輸入に依存しているが、2006年にロシアとの間でガス価格の引き上げをめぐる対立が起きると、ルカシェンコは「兄弟国からの恐喝」としてロシアを痛烈に批判し（齋藤2017: 217）、2010年の大統領選挙の際には欧米に接近する姿勢をちらつかせ（服部 2017: 273）、ロシアを牽制した。他方、欧米諸国との関係も、ルカシェンコの強権体質が批判的となり、良好ではなかった。米国ではG.W.ブッシュ政権下の2004年、ベ

ラルーシの民主化を促す法律が成立し、2007年には前年の大統領選挙の不正性を理由として一連の国家幹部や国家機関に対する制裁が課された。この2006年選挙をめぐることは、EUもまたベラルーシを批判し、すでにあったEU領への入国を禁止する公職者リストを拡充してルカシェンコ大統領もその対象とした(服部 2017: 279-280)。

もっともルカシェンコは、決定的な国際的孤立は免れてきた。ロシアとしては、扱いにくい相手ではあってもルカシェンコを追い詰めて貴重な同盟国を失うわけにはいかず、2015年選挙9ヵ月前の1月には、ユーラシア経済連合を発足させてベラルーシの取り込みを図っている。また欧米諸国としても、ベラルーシの隣国ウクライナが2014年の政変(マイダン革命)以降、大混乱に陥っていることから、ベラルーシの政情の不安定化やベラルーシとロシアのさらなる接近は望んでいなかった。EUは2009年、旧ソ連6ヵ国との間で東方パートナーシップ協定を締結していたが、これにベラルーシが含まれていることにも、EU側から見た同国の地政学的な重要性が示されているといえよう。

(2) ルカシェンコ大統領による権威主義体制の構築

ルカシェンコ大統領がとくに批判的となっているのは、その権威主義的な政治の体制と強権的な統治の手法である。1990年代の初頭、ベラルーシでは曲がりなりにも民主化が進み、ルカシェンコ自身も、当初はおおむね自由かつ公正な選挙によって大統領に選出された(第1回投票は1994年6月、決選投票は同年7月)。しかしベラルーシはその後、民主化に逆行する道を歩み始める。最高会議がソ連解体後の改革路線を維持しようとしたのに対し、ルカシェンコは対ロシア関係の重視、汚職の追放、民営化の中断、経済の国家管理などを掲げ、両者の対立が激しさを増した。そして憲法裁判所が30にのぼる大統領令を違憲と判断すると、ルカシェンコはこの政治的な行き詰まりを二度にわたる国民投票(1995年6月、および1996年11月)で打開しようとする。この試みは成功し、大統領に対する議会解散権の付与や二院制の国民議会の設置(それ以前の最高会議は下院に改編)などが支持され、大統領の権限は強化されることになったのである(宮脇 2001: 111)。

第2回の国民投票は憲法裁判所からの違憲の見解が示されているなかで強行されたものであり(宮脇 2001: 112)、ベラルーシの反体制派を支持する欧米諸国は国民投票の結果や国民議会の合法性を認めようとしなかった(半田

2017: 224)。しかしそれをよそに、ルカシェンコは、さらに権力の基盤を固めていった。大統領としての任期は1996年を起点とすることとされたため2001年までの7年間に延長され、2001年選挙でも76.65%という得票率（Frear 2019: 154）で他候補に圧勝した。そして2期目半ばの2004年10月には、あらためて憲法修正の国民投票を実施して大統領の三選禁止規定を廃止することに成功し、2006年と2010年の選挙でも、ルカシェンコは83.0%、79.7%の高得票率（Frear 2019: 154-155）で再選を繰り返していった。OSCEは2001年以降の選挙に監視団を派遣し、その都度、民主主義的な選挙としての国際的な基準を満たしていないと評価する（OSCE/ODIHR 2016: 5）。しかし、ルカシェンコはそうした批判にまったく耳を貸そうとはしなかった。

もっとも、ルカシェンコが国民からの一定の支持をつなぎとめてきたのも事実である。前回（2010年）の選挙でルカシェンコが勝利した要因としては、国民の多くが1990年代に比べて生活水準が向上しているのを実感し、ベラルーシ独自の発展モデルを肯定的にとらえていたこと、また、反ロシア、親欧米、独立志向を基調とする野党の主張が、EUとの対話を再開（2008年）するなど親ロシア路線一辺倒を脱して西側にも歩み寄るルカシェンコ大統領のプロパガンダに吸収されてしまったことなどもあった（半田 2011）。政権長期化の理由はけっしてルカシェンコの独裁化という単純な図式だけで説明できることではない。

（3）2015年大統領選挙

以上のような流れのなかで、2015年10月11日、ルカシェンコ大統領の5年間の任期満了にともなうベラルーシの大統領選挙が実施された。

今回の選挙は2015年6月30日、下院においてその実施が決定された。ベラルーシの大統領選挙では、50%以上を得票した候補者が当選すると規定されており、第1回投票で当選者が決しない場合は得票数上位2名を候補として決選投票が行われる。被選挙権を有するのは、ベラルーシで出生し、直近の10年間以上にわたって国内に居住し、犯罪歴のない35歳以上の市民である。

有権者は選挙日に18歳以上に達している市民であり、有権者登録がなされている地区で投票権を行使できる。ただし、服役中の者、および公判前の逮捕者は選挙権が停止される。今回の選挙での有権者数は、9月25日の公式発表によれば、国外での投票者5742人を含め699万5181人（OSCE/ODIHR 2016:



写真2 大統領選挙の看板（筆者撮影）

ベラルーシの国土をかたどった看板に国旗の模様と国章が描かれている

10)、法律に基づきその後に登録を認められた人¹を合わせると最終的には700万8682人（Центральной комиссии Республики Беларусь 2015b）であった。

ベラルーシの選挙管理行政は、選挙全体を掌る中央選挙管理委員会（CEC: Central Election Commission）、各選挙区を所管する地方選挙管理委員会（TEC: Territorial Election Commission）、そして各々の投票所において選挙を管理する投票区選挙管理委員会（PEC: Precinct Election Commission）の三層構造となっている。今回の選挙では153のTEC、そして国外49カ所を含む計6129のPECが設置された（OSCE/ODIHR 2016: 7）。CECは唯一の常設の選挙管理行政機関であり、その委員は12人である。ただしそのうち常任なのは委員長と書記の2人だけである。12人のうち、委員長を含む6人は大統領によって、もう6人は国会と地方自治体の代表からなる評議会の合議によって指名され、政権側の意向が強く働く。他方、TECは9人から13人、PECは5人から19人の委員で構成され（OSCE/ODIHR 2015f: 5）、今回の選挙での総数はTEC委員が2623人、PEC委員が6万6941人であった。

大統領選挙への出馬の手順は次のとおりである。すなわち、まず100人以上で構成される発議団体（initiative group）がCECにその登録を申請する。それが受理された発議団体は、10万人以上の有権者の署名を添えてCECに候補者

1 有権者としての登録は、一定の要件を満たすことで選挙期日まで行うことができる。

を届け出ることができる。今回の選挙では当初、15の発議団体が登録を申請したものの、そのうちの7つが申請を却下された²。またその後も、署名の不備などを理由として出馬が認められなかった候補者がおり、選挙は最終的に4人で争われることになった（写真3）。なお、OSCEはこれら一連の審査手続きに不透明があると指摘しており、それについては後述する。

選挙結果は表1のとおりであった。87.22%という高い投票率のなか、現職大統領のルカシェンコが獲得票数510万2478、得票率83.47%という圧倒的勝利を収め、決選投票を待たずして5選を果たした。

表1 2015年ベラルーシ大統領選挙の結果（2015年10月11日）

	プレスト州	ビテプスク州	ゴメリ州	グロドノ州	ミンスク州	モギリョフ州	ミンスク市	合計
ルカシェンコ	782,738 86.22%	697,035 87.28%	874,413 87.79%	592,490 85.89%	858,287 85.74%	655,396 88.30%	642,119 65.69%	5,102,478 83.47%
カラトケビッチ	48,305 5.32%	28,799 3.61%	22,626 2.27%	32,755 4.75%	44,155 4.41%	25,652 3.46%	69,134 7.07%	271,426 4.44%
ガイドクベビッチ	21,299 2.35%	30,939 3.87%	42,130 4.23%	15,691 2.27%	32,128 3.21%	27,173 3.66%	32,585 3.33%	201,945 3.30%
ウラホビッチ	10,720 1.18%	11,171 1.40%	16,829 1.69%	7,092 1.03%	21,763 2.17%	7,928 1.07%	26,628 2.72%	102,131 1.67%
すべての候補に反対	38,407 4.23%	25,935 3.25%	31,663 3.18%	34,169 4.95%	37,552 3.75%	19,443 2.62%	199,056 20.36%	386,225 6.32%
無効票	6,320 0.70%	4,780 0.60%	8,328 0.84%	7,627 1.11%	7,156 0.71%	6,671 0.90%	7,926 0.81%	48,808 0.80%
有権者数	1,004,274	876,896	1,101,235	779,638	1,116,445	816,030	1,314,164	7,008,682
投票者数	907,789	798,659	995,989	689,824	1,001,041	742,263	977,448	6,113,013
期日前投票者数	379,432	345,591	417,286	286,439	412,680	298,268	384,285	2,523,981
在宅投票者数	55,833	91,175	47,904	64,395	97,707	59,198	20,561	436,773
当日投票者数	472,524	361,893	530,799	338,990	490,654	384,797	572,602	3,152,259
投票率	90.39%	91.08%	90.44%	88.48%	89.66%	90.96%	74.38%	87.22%

（出所）ベラルーシ中央選挙管理委員会（<http://rec.gov.by/sites/default/files/pdf/Elections-PRB2015-itog.pdf> 2020年8月19日取得）のデータをもとに筆者作成

2 申請が却下された理由は、3団体が構成者100人以上との要件を満たしていないということ、1団体が申請期限後に申請を行ったということ、1団体が書類に不備があったということ、1団体が推薦候補者に10年以上の居住権という資格が満たされていないということ、1団体が推薦候補者に2010年の抗議活動に関わる犯罪歴があるということであった（OSCE/ODIHR 2016: 11）。



写真3 投票所に掲げられていた候補者案内のポスター
(筆者撮影)

2 欧州安保協力機構 (OSCE) による選挙監視活動

(1) OSCEによる選挙監視団の派遣

欧州安保協力機構 (OSCE) の民主制度・人権事務所 (ODIHR) は、ベラルーシにおける2015年の大統領選挙の実施が決まった後、同国の外務省から選挙監視団の派遣を公式招待された (OSCE/ODIHR 2015d: 66)。これを受けて OSCE/ODIHR は同年7月14日から17日まで選挙監視必要性評価派遣団 (NAM: Needs Assessment Mission) を同国に派遣し、同派遣団は全11ページからなる「報告書」 (OSCE/ODIHR 2015a) をまとめてコアチーム専門家 (Core Team Expert)、40人の長期監視員 (LTO: Long Term Observer)、400人の短期監視員 (STO: Short Term Observer) を派遣すべきことを勧告した。これに基づき、OSCE/ODIHRはフランス国籍のフォール (Jacques Faure) 団長 (Head of Mission) 以下13人のコアチーム専門家 (Core Team Expert) と36人の長期監視員を編成し、8月26日に現地での監視活動を開始した (OSCE/ODIHR 2016: 4)。また、短期監視員に関しては、OSCE/ODIHRからの要請を受け、加盟国のうちの20カ国とパートナー国1カ国 (日本) が、計277人³を派

3 なお、「最終報告書」には、団長以下すべての監視員の氏名と国籍が記されているが、短期監視員の欄には276人しか記載されていない (OSCE/ODIHR 2016: 30-38)。この齟齬の理由は不明である。

遣した。なお、OSCE議員会議（OSCE PA: OSCE Parliamentary Assembly）が59人、欧州評議会議員会議（PACE: Parliamentary Assembly of the Council of Europe）が13人を派遣しており、OSCE/ODIHRの枠組みで活動した監視員の総数は399人（国籍36ヵ国）となった（OSCE/ODIHR 2016: 4）。

コアチーム専門家と長期監視員による業務は多岐に及ぶ。主要な監視項目は政治情勢、選挙制度や法的枠組み、中央や地方における選挙行政の状況、有権者登録の状況、候補者登録の状況、選挙運動の環境や選挙資金に関する状況、マスメディアの状況、国内外の諸団体による選挙監視の状況、異議申し立ての状況などである。なお、長期監視団は9月22日付で、8月26日から9月16日までの間の監視状況をまとめた全7ページからなる「中間報告書」（OSCE/ODIHR 2015b）を公表している。この報告書では、候補者登録のプロセスについての懸念の声が寄せられていること、異議申し立ての仕組みに問題があることなどが指摘されているが、その詳細は後述する。

他方、短期監視員の業務は、投票期日を中心とする数日間、国内各地に滞在し、一連のプロセス、すなわち投票所における「開設」（opening）、「投票」（voting）、「開票」（counting）、そして地方選管（TEC）における「集計」（tabulation）の4つについて、それらが公正に行われているかなどを監視することである。なお、ベラルーシには期日前投票の制度があり、それも監視項目に含まれる。今回の選挙でOSCEの監視員が選挙期日に訪問したのは、投票所6129ヵ所のうちの1520ヵ所（うち「開票」に関しては173ヵ所）、およびTEC146ヵ所のうちの133ヵ所にのぼった（OSCE/ODIHR 2016: 4）。

（2）OSCEによる選挙制度と選挙運動に関する評価

OSCE/ODIHRは選挙翌日の10月12日、全14ページからなる「暫定的な監視結果に関する声明」（OSCE/ODIHR 2015f）を発表し、今回の選挙についてコペンハーゲン文書（1990年）⁴などで定められている国際的基準を満たしていないとの否定的な評価を下し、いくつかの具体的な問題点を指摘した。そして翌2016年1月には全39ページからなる「最終報告書」（OSCE/ODIHR 2016）を発表し、同様の評価を示しつつ、コペンハーゲン文書の条項を逐一引き合い

4 コペンハーゲン文書とはOSCEの前身である欧州安保協力会議（CSCE）において冷戦終結直後の1990年に採択された文書で、自由かつ秘密主義の定期的な選挙の実施に関わる諸原則が記されている。

に出しながら具体的な問題点を詳述し、最後に30項目にわたる勧告を列記した。この「最終報告書」はすべてのページが批判的な内容で埋め尽くされており、ベラルーシ当局にとっては厳しいものになっている。

「最終報告書」に書かれているのは、具体的には、主に次のような点である。

まず、法的枠組みに関しては、OSCEは、選挙管理委員会の構成、署名の審査、期日前投票から投票、開票、集計にいたる一連のプロセスに関わる規則に不透明な点があると指摘している。また行政資源が乱用され、選挙監視員や利害関係者らの行動に制限が課せられ、選挙に関わる紛争の解決の仕組みが十分でないといった問題に関わる法制度上の不備があり、それが選挙全体の透明性や完全性を損ねているとする。結社、集会、表現の自由は、2011年と2012年の法改正によってさらに狭められたと批判する（OSCE/ODIHR 2016: 6-7）。

選挙管理行政に関しては、中央選管（CEC）が委員の指名などを通じて政府の影響を受け、独立性と中立性を欠いているとする。また、地方選管（TEC）や投票区選管（PEC）の委員の選任も地方行政当局による全面的な裁量のもとに行われ、野党系の委員はわずかな数を占めるにとどまり、独立性と中立性を欠いているとしている（OSCE/ODIHR 2016: 7-9）。

有権者登録に関わることとしては、まず、公判前の逮捕者から有権者資格を剥奪することが普通選挙（universal suffrage）の原則に反しているとする⁵。また、有権者名簿を一元管理する制度がなく、PECによって有権者登録が管轄されているため、有権者が二重登録されている可能性が排除されないとする。そして、国内外の選挙監視団に対して有権者名簿が開示されないことがしばしばあり、透明性を欠いていると批判する（OSCE/ODIHR 2016: 9-10）。

候補者登録に関しては、その運用が不透明で信頼性を欠いているとする。立候補の届け出は、先述したとおり、CECに登録された発議団体が10万人以上の有権者の署名を添えて行えることとなっている。しかしながら、その署名の点検はTECが非公開で行っており、またその規則も不明瞭で、恣意的な決定がなされる余地があり、異議申し立ての対象ともされていない。OSCEはこうした点を批判する（OSCE/ODIHR 2016: 11）。

選挙運動に関しては、「最終報告書」はまず、9月10日に始まった選挙運動

5 このことに関し、中央選管（CEC）は選挙直前の9月24日、自宅監禁におかれている罪状3ヵ月未満の市民には投票権を認めるとの決議を採択した。これについてOSCEは一定の進歩であると評価しつつも、公判前にある逮捕者から有権者資格を剥奪することは、普通選挙の原則に反すると批判している（OSCE/ODIHR 2016: 9-10）。

は、最後の2週間にやや活発化したものの、全体として低調だったと述べる。そして、各候補の主張は平和と安定に焦点が当てられ、社会経済問題に焦点を当てて明確に現政権を批判した候補は一人だけであり、有権者には限られた選択肢しか提供されなかったとする。そのうえで、国防相が現役・退役軍人やその家族に大統領への支持を呼びかけるなど、政府高官が選挙運動に関与していたと批判する。また、政府から助成されている団体が選挙運動に関与したり、労組連合、文化省、政府系テレビ局が主催するコンサートなどで現職候補の選挙スローガンが掲げられたり、労働集会を名目とした事実上の選挙集会在現職候補の代理人によって国営企業で開催されたりしたことで、現職候補に不当に利益がもたらされたと指摘する。さらに、政府からの助成を受けている団体が選挙資金を寄付していることを、公正性に反するものとして批判する（OSCE/ODIHR 2016: 12-14）。

メディアに関しては、OSCEは、まず政府から潤沢な資金補助を得ている国営メディアが唯一全国規模で展開している一方、民間メディアはしばしば政治的圧力に直面し、また自己検閲を課していると指摘する。また、外国メディアのジャーナリストに対する活動許可の権限が外務省によって恣意的に運用されていること、ネット・メディアの活動が2014年のマスメディア法の改正によって制限され、国益に反すると判断される場合は情報省がウェブサイトへのアクセスを制限できること、メディア上での選挙運動を監督するCEC設置のメディア監督委員会（MSB: Media Supervisory Board）が中立性と独立性を欠いていることなどを問題点としてあげる（OSCE/ODIHR 2016: 15-16）。

異議申し立て制度に関しては、OSCEは発議団体や候補者、署名の点検、最終選挙結果に関する申し立てがごく一部の例外を除いて審査されないとの問題があり、すべての有権者に異議申し立ての権利を認めるべきであるとする。選挙日以前の段階で756の異議申し立てがなされているが、その大部分が証拠不十分で却下されたことについても、その手続きが必ずしも透明でないと批判する（OSCE/ODIHR 2016: 17-19）。

（3）国際選挙監視員と市民（国内）選挙監視員

今回の選挙に際し、中央選管（CEC）に選挙監視員として登録された人数は、国際選挙監視員が928人、市民選挙監視員（国内選挙監視員）が4万3572人であった（OSCE/ODIHR 2016: 19）。

すでにふれたとおり、国際選挙監視員のうちの399人は、OSCEの枠組みで活動した監視員である⁶。なお「最終報告書」によれば、中央選管（CEC）はOSCEによる監視団の派遣に歓迎の姿勢を示した（OSCE/ODIHR 2016: 1）。他方でCECは、欧州における代表的な選挙監視NGOである欧州選挙監視機構ネットワーク（ENEMO: European Network of Election Monitoring Organizations）の受け入れは拒否し、22人に対して個人としての選挙監視員の資格を承認するにとどめた（OSCE/ODIHR 2016: 19）。主要な国際選挙監視団としては他に、ロシアを主体とする独立国家共同体（CIS）選挙監視団があった。CISの監視団は長期監視員43人を含む9ヵ国383人の監視員で構成されていた（BelTA電子版 October 9, 2015）。CISの監視団による監視結果はOSCEのそれとかなりの相異があるが、それについては後述する。

4万3572人の市民選挙監視員に関しては、その内訳は公的団体に属する者が2万7512人、市民主導の団体に属する者が7413人、労働団体に属する者が2015人、政党に属する者が6632人であった。全体の約3分の2が労働組合連合（FTU: Federation of Trade Unions）、ベラルーシ共和国青年団（BRSM: Belarusian Republican Youth Union）、ルカシェンコ大統領の支持団体であるベラヤルス（Belaya Rus）などの政府に助成された団体によって占められていた。これ以外に、選択の権利2015（Right to Choose 2015）、公正な選挙のために（For Fair Elections）、自由選挙のための人権擁護者（Human Rights Defenders for Free Elections）、ビアスナ（Viasna）などのNGOが監視団を編成しており、そのうちの一部は長期の監視活動も活発に行った（OSCE/ODIHR 2016: 19）。

OSCEの監視団はこれら国内の選挙監視団との会合も行い、事前研修に立ち会うことも試みている。「最終報告書」によれば、NGOが行っている事前研修の内容は良好なものであった。それに対し、政府支援の公的団体が行っている事前研修への立ち会いについてはほとんど同意を得られず、それを認めたのはBRSMだけであった。そのBRSMが事前研修で配布していた監視活動のハンドブックには、「投票と開票は法の要件を完全に満たすものであった」という発言要領がすでに記載されていた（OSCE/ODIHR 2016: 19）という。

6 なお、PACEがベラルーシに選挙監視団を派遣したのは今回が初めてであった（OSCE/ODIHR 2016: 19）。

3 投票日の状況と短期監視員の活動

(1) OSCEによる監視と投票プロセスに関する評価

ベラルーシには期日前投票の制度があり、市民は自分が登録されている投票所に向いて投票することができる。今回の選挙では、10月6日から10日までの5日間、10時から14時、および16時から19時まで、投票所が開設された。なお、期日前投票を行った投票者は、前掲の表1のとおり252万3981人であり、全有権者（700万8682人）のうちの36.0%、全投票者（611万3013人）のうちの41.3%にもなった。

OSCE/ODIHRは、投票期日前日の10月10日、全国規模で期日前投票の監視を行った。「最終報告書」によれば、全体の96%が、状況は良好（「たいへん良い」、もしくは「良い」と評価された。ただし、約半数の投票所で有権者名簿の開示が拒まれており、投票率が正確に記録されているか否かは判然としなかった。また4%の投票所で投票の秘密が守られていないとの問題、7%の投票所で投票終了後に「投票結果公式記録簿」（Protocol）を掲示しなければならないとの規則が履行されていないとの問題があった（OSCE/ODIHR 2016: 19）。

投票期日当日は、OSCE/ODIHRは投票所における「開設」、「投票」、「開票」、そして地方選管（TEC）における「集計」の4つの段階について、具体的に監視項目を定めたうえ、終日かけて監視活動を行った。

「最終報告書」によれば、まず「開設」については、総合評価としては全体の96%が良好とされた。なお、期日前投票の投票箱が目視できる場所に置かれていなければならないにもかかわらず、これが行われていない投票所が4ヵ所あったことが問題点として指摘された（OSCE/ODIHR 2016: 21）。

次に、「投票」についても、総合評価としては全体の94%が良好とされた。ただし有権者名簿の開示を拒否された事例が多数あった。また、47の投票所で有権者名簿に同一人物によるものと思われる署名（投票用紙受領の署名）が観察され、7%の投票所で監視活動に制限が課せられ、6%の投票所で監視活動への十分な協力が得られなかったという問題もあった。投票区選管（PEC）委員や市民選挙監視員がどの団体から指名・派遣されているかを把握するのは監視項目の1つであったが、所属を明らかにした人が少なからずあったことも報告された。さらに、投票所に向くことが困難な人は在宅投票を行うことができ、その請求があった場合はPEC委員が在宅投票用投票箱を携行して

巡回することになっているが、その請求数が異常に高い投票所があったとの報告もなされた (OSCE/ODIHR 2016: 21)。

さて、「開票」に関する評価は、「開設」と「投票」に比べるとかなり低いものになっていた。総合評価としては全体の30%が不良（「悪い」もしくは「たいへん悪い」）とされた。具体的には、開票作業に透明性が欠けていたとされた投票所が3分の1にのぼった。いくつかの投票所では、票を数え上げるテーブルをPEC委員が取り囲んで「壁」をつくり、監視員が作業を観察するのを遮ったり、あるいは定められた重要な手順を省いたりするなどの恣意的行為が確認された。開票作業の監視の機会を与えられなかったり、PEC委員からの十分な協力が得られなかったり、監視に制約を課せられたりした投票所も全体の約25%にのぼった。その他、5分の1の投票所で、有権者名簿になされている投票用紙受け取りの署名数の照合や、投票箱ごとに分けての票の集計といった基本的な手順に怠りがあることが確認された。また、白紙の「投票結果公式記録簿」の署名欄に委員の署名があらかじめなされていた事例、さらには、一部の候補者の票を他の候補者や「すべての候補に反対」の票に付け替える不正行為も確認された (OSCE/ODIHR 2016: 22)。

「集計」に関しても数多くの問題点が指摘された。OSCE/ODIHRは先述のとおり、146ある地方選管 (TEC) のうち133で監視活動を行っているが、その25%で否定的な評価がなされており、集計プロセスは全般的に透明性を欠くものとなっていた。77のTECにおいてOSCEの監視員は監視活動を制限され、23のTECにおいてプロセスが目視できるものとなっておらず、14のTECで意味ある監視活動を行うことができなかった。また、10のTECで、PEC委員から受け取った投票結果公式記録簿の処理が明確な理由なく翌日に延期され、当該PEC委員が不在となってから進められたことが観察された。この他、PEC委員によるTECへの投票結果公式記録簿の運搬の遅延、投票結果公式記録簿のTEC持ち込み後の修正といった手続き的な抜かりも確認された。多数のTECにおいて、監視員は集計表の写しの手交を拒まれ、監視員が入手できたTECによる投票結果公式記録簿の数値が後日発表された中央選管 (CEC) のウェブサイトに表示された数値と一致していない事例もあった (OSCE/ODIHR 2016: 23)。

(2) 短期監視員としての筆者の体験

今回の選挙に際し、日本政府はOSCE/ODIHRからの要請に応え、筆者を含む2人の民間人をOSCE監視団に短期監視員として派遣した。選挙監視員には守秘義務があり、それを公にすることには一定の制約があるが、可能な範囲で記録を留めておくことは重要である。以下では筆者自身の体験を守秘義務に反しない範囲で記しておきたい⁷。

現地での筆者の活動内容は表2のとおりであった⁸。最初の活動は、首都で

表2 OSCE選挙監視団での選挙監視業務 (2015年10月：筆者の場合)

10月7日	水	東京発/ミンスク着
10月8日	木	事前研修 (ブリーフィング)
10月9日	金	事前研修 (ブリーフィング) 第01チーム (ミンスク市) の事前研修 (ブリーフィング) 選挙監視 ・ 2カ所の投票所を巡回し、期日前投票を監視
10月10日	土	選挙監視 ・ 6カ所の投票所を巡回し、期日前投票を監視
10月11日	日	選挙監視 ・ 1カ所の投票所で開設、および投票プロセスを監視 ・ 7カ所の投票所を巡回し、投票プロセスを監視 ・ 1カ所の投票所で投票、および開票プロセスを監視 ・ 地方選管 (TEC) で集計プロセスを監視
10月12日	月	第01チーム (ミンスク市) の事後会合 (デブリーフィング) 事後会合 (デブリーフィング)
10月13日	火	ミンスク発
10月14日	水	東京着

(出所) 筆者作成

7 本稿には筆者が撮影したいくつかの写真を掲載しているが、今回の選挙では、選挙監視員には投票の秘密を侵害しない限りは写真を撮影することが許可されていた。

8 現地でのおおむねの日程は、OSCE/ODIHRから事前に添付ファイルで送付されていた短期監視員向けの「インフォメーション・シート」(OSCE/ODIHR 2015c) や「ブックレット」(OSCE/ODIHR 2015e) などでも通知されていた。ただし担当地域については現地で知らされることになっていた。



写真4 OSCE選挙監視団の事前研修（筆者撮影）

の事前研修である。初日（10月8日・木）は9時から18時頃まで行われ、その内容は、OSCE/ODIHRの行う選挙監視活動、ベラルーシの選挙システムと法的枠組み、選挙管理行政と有権者登録の概要、ベラルーシ政治や選挙戦の状況、メディアの状況、そして短期監視員が行う具体的な監視業務の内容などであった。2日目（9日・金）は9時から12時頃まで行われ、まず監視活動で使用するデジタルペンの取り扱いに関する説明があり、その後、チームごとに分かれて、担当地域における概況や業務内容などに関する説明があった。OSCEの選挙監視団は担当地域単位でいくつかのチームに分かれ、2人の長期監視員がそれを統括する。今回の監視団では合計18のチームが編成されており、筆者の属した第01チームは首都ミンスクの中心部を担当地域とし、長期監視員2人と短期監視員14人で構成されていた。

ここで1つ、やや異例なことが生じていた。OSCEの選挙監視は必ず国籍の異なる2人の監視員が組になり、通訳1人と運転手1人を加え、常時4人で行動することになっている。ところが筆者の場合、日本から派遣されていたもう1人の日本人と組になっていたのである。確認してみたところ、OSCE側は筆者ら2人を在ベラルーシの外交官と勘違いしていたとのことであった。OSCEの選挙監視団には現地駐在の外交官が加わることがある。ちなみにそうした場合には、事前研修にも部分的にしか参加せず、やや自由な裁量で監視活動を行っていることが多い。実際、筆者が属した第01チームにもカザフスタンの外交官2人が入っており、その2人は組になって行動していた。筆者らはもちろんこれに該当しないが、OSCE側も再調整する余裕がないとのことで、そのまま

表3 OSCE選挙監視団での選挙当日の業務（2015年10月：筆者の場合）

日付	時間	投票所	活動内容
10月9日	16:15 ~ 16:50	708-063	期日前投票監視
	17:07 ~ 17:37	708-059	期日前投票監視
10月10日	09:20 ~ 10:32	708-057	期日前投票監視
	11:01 ~ 11:44	708-008	期日前投票監視
	12:07 ~ 12:37	708-009	期日前投票監視
	13:17 ~ 13:50	708-001	期日前投票監視
		昼食	
	17:04 ~ 17:41	708-010	期日前投票監視
	18:20 ~ 19:05	708-055	期日前投票監視
10月11日	07:11 ~ 08:32	708-058	開設監視／投票監視
		朝食	
	10:01 ~ 10:33	708-052	投票監視
	11:14 ~ 11:47	708-011	投票監視
	12:10 ~ 12:45	708-026	投票監視
	13:01 ~ 13:35	708-012	投票監視
	13:38 ~ 14:10	708-025	投票監視
		昼食	
	15:44 ~ 16:17	708-007	投票監視
	17:01 ~ 17:43	708-006	投票監視
		軽食	
19:26 ~ 21:25	708-XXX	投票監視／開票監視	
21:35 ~ 23:19	地方選管 (TEC) 708	集計監視	

(出所) 筆者作成

日本人2人で監視活動に従事することになった。

さて、2日目の午後は、国内各地の拠点への移動用の時間であった。ただ、筆者が属した第01チームの拠点はミンスクであり、移動の必要がなかった。そのため当該時間は期日前投票の監視に従事するよう指示され、さっそく2カ所の投票所で監視活動を行った（表3参照）。

3日目（10日・土）も前日午後引き続き、6カ所の投票所で期日前投票の監視を行った。筆者らの担当場所は中心部からごく近いサビエツキー（Савецкі）地区という人口稠密な地域であり（写真6）、その地理的な範囲が狭かったため、筆者らは前日の分と合わせ、目安とされていた5カ所を超える8カ所で期日前投票の監視を行うことになった。監視結果は所定の報告用紙に記入して報告することになっている。具体的な監視項目としては、通常の期日前投票に類するものが計32あった。期日前投票では投票区選管（PEC）の委員が



写真5 期日前投票の光景（筆者撮影）

すでに多くの票が投じられている



写真6 ミンスク市サビエツキー地区（筆者撮影）

集合住宅も多く立ち並んでいる

最低2人所在しなければならないとされており、それが守られているかといった要注意の監視項目については監視員用の「ガイドブック」（OSCE/ODIHR: 2015d）でも注意が促されていた。監視結果の報告の手順については後述する。

11日（日）はいよいよ投票期日である。監視員は投票開始の30分以上前、すなわち7時30分よりも前までに、任意に選定した1つ目の投票所を訪問し、そこでの「開設」の状況を監視することになっている。それを終えた後は、引き続き同じ投票所にとどまり、「投票」の状況を監視する。1ヵ所の投票所にお



写真7 投票所の光景（筆者撮影）

右側に座っているのが投票区選管（PEC）の委員、左側に座っているのが政府系団体やNGOなどが派遣している国内選挙監視員

ける「投票」の監視には30分以上の時間を割くのが原則となっている（これは期日前投票の監視でも同様である）。巡回する投票所の目安は10ヵ所とされていた。最後の投票所には、投票箱閉鎖の30分以上前、すなわち19時30分よりも前に訪問することになっており、まず「投票」の状況を監視し、その後は引き続きそこにとどまって、「開票」の状況を監視する。それが終了した後は、地方選管（TEC）へと移動し、「集計」の状況を監視する。

監視員は、「開設」、「投票」、「開票」、「集計」の各段階において、それぞれの所定の報告用紙に、2人でよく相談のうえ監視結果を記録することになっている。監視項目は多岐に及び、たとえば「開設」に関しては、「投票箱が空であることが手順どおりに確認されていたか」、「投票は定刻に開始されたか」など31項目あった。「投票」に関しては、「投票の秘密が守られているか」、「投票を拒まれた人がいないか」など71項目あった。「開票」に関しては、「未使用の投票用紙の無効化の作業が手順どおりに行われているか」、「期日前投票箱、期日投票箱、在宅投票箱などに投じられた票を規則どおりに別々に集計しているか」など73項目あった。そして、地方選管（TEC）における「集計」の監視では、「状況が平穏であるか」、「PECから持ち込まれる投票結果公式記録簿が手順どおりに受理されているか」など36項目あった。なお、特別に報告すべき事項がある場合は、所定の記述式の報告用紙を用いて報告することになっていた。これらの報告内容は1ヵ所での監視業務を終える都度、専用のデジタルペ



写真8 投票所に設置されたイベント会場（筆者撮影）

ベラルーシでは選挙当日、投票所が設置された施設で様々なイベントが催されており、この学校では子どもたちが次々、歌や楽器演奏を披露していた

ンで記入し、スマートフォンで所定の送信操作を行うことで、監視団の本部に逐次伝達される仕組みになっていた。

筆者の場合、一連の業務は、これといった問題もなく順調に進めることができた。選挙当日の業務は徹夜に近い重労働になることも多いが、今回の場合は担当場所がホテルから近く、「開票」作業も1時間半もかからず終わったため、日付が変わる前の23時45分頃にはホテルに戻ることができた。

選挙の翌日（12日・月）は、12時30分から第01チームの事後会合が1時間程度、また18時から監視団全体の事後会合が1時間半程度あった。この全体会合の前に「暫定的な監視結果に関する声明」（OSCE/ODIHR 2015f）が発表されており、監視員らにもそのコピーが配布された。なお、地方拠点からの移動がなかったため、この2つの事後会合以外の時間帯はほぼ自由に過ごすことができた。

差し障りのない範囲で感想を述べると、各投票所における一連の投開票プロセスはまったく平穏裏に進んでいた。治安状況もきわめて良好であり、天候にも恵まれ、活動中は何ら不安や不便を感じることはなかった。ただ、「開票」の現場で監視活動を制限する投票所が数多くあったとの記述が「最終報告書」にあることについては先述したが、筆者の訪問した投票所（念のため表3中の投票所の番号は伏せておく）においても、PEC委員長の差配のもと、委員らが密着してテーブルを取り囲み、我われがそれを覗き込もうとしても背中ですれ

を遮り無言で拒んでいた。なお、それを咎めたり是正を求めたりするのは監視員の行動原則を外れることであり、筆者らが行ったのはもちろん、そうした事実関係を所定の報告書を通じて監視団に報告することであった。念のために付記すると、開票の様子を監視員に見せないことがそのまま、そこで不正が行われていたことを意味するわけではない。

筆者は前年（2014年）の5月と10月、ウクライナの大統領選挙と議会選挙の際にもOSCEの選挙監視団に参加していたが（浦部 2019; 浦部 2020）、選挙はきわめて長閑な雰囲気の中で淡々と進められ、人々も素朴で優しかった。しかしベラルーシでは、PEC委員や国内監視員の態度はどこかよそよそしく、ウクライナとの大きな落差を感じた。ウクライナでは2回とも、辺境の小さな町に派遣されていた。2つの国で感じた差は、田舎町と首都のど真ん中との違いに起因するのか、それとも別の要因によるものなのかと現場で少し考えを巡らせたが、「最終報告書」を読む限り、国際選挙監視員への非協力的な態度は全国で見られたようである。筆者が直感的に抱いた疑問の答えは、ベラルーシ固有の政治情勢や選挙の風土、そしてベラルーシの選挙への批判を繰り返してきたOSCEに対する人々の不信や反発といったことにあるのかもしれない。

おわりに

2015年のベラルーシ大統領選挙は、それ以前と同じく、ルカシェンコの圧勝で終わった。ベラルーシでは、ルカシェンコ大統領による反体制派への抑圧により、選挙における真の政治的競合が実現しているとはいえない。たとえば2010年選挙に出馬していたテレシェンコ（Віктар Цярэшчанка）は、発議団体が集めた13万404の署名のうち12万3705が無効と判断され、今回の選挙には出馬できなかった（OSCE/ODIHR 2016: 11）。同じく2010年選挙に出馬していたスタトケビッチ（Мікалай Статкевіч）は反政府運動を理由に長期間、逮捕・収監され、釈放されたのは選挙直前の2015年8月のことであった。野党勢力の一部はこうしたことを理由に投票のボイコットを呼びかけていた（Frear 2019: 138）。ただ、それが大きな広がりを見せたわけではなかった。反政府勢力も分立状態にある。選挙で2位につけたカラトケビッチ（Таццяна Карагкевіч）は、初の女性候補という点でも注目を集めたが、スタトケビッチはカラトケビッチのことを真の野党の候補者ではないと評していた（Frear 2019: 128）。

ルカシェンコは政敵を排除しつつ、自らの支持母体や行政資源を集票マシー

ンとして巧みに利用している。選挙運動に国営企業などにおける労働集会を活用したこと、全国規模のメディアを活用したこと、選挙の委員を与党系で固め、不透明感の残る票の集計で勝利を収めたことについてはすでにふれたとおりである。投票率は87.22%というたいへんな高さであったが（表1参照）、背景には選挙の正統性を高めようとする政権側の動員もあった。過去の選挙で25ないし30%程度あった期日前投票の割合は、今回の選挙では36%に達していたが、これには政権側が早くから人々に投票を推奨、もしくは強制していたことがあったとみられている（Frear 2019: 94）。

他方、隣国ウクライナにおける2014年以降の混乱は、国民がルカシェンコ支持に回る大きな理由になった。ルカシェンコはロシアによるクリミア併合を支持せず、「独立ベラルーシのために」を標語に掲げ、ロシアの侵攻や戦争を避けるためには安定が必要だと訴えた（産経新聞 2015年10月12日付）。一連の選挙プロセスが平穏裏に進んだことは、ルカシェンコによる抑圧だけでは説明できず（Frear 2019: 91）、ウクライナの暴力的な状況へのいわば反応として、野党勢力も市民に対して街頭に繰り出すことを呼びかけなかったこともあるとみられる（Frear 2019: 9-10）。

ルカシェンコ大統領による選挙直前のスタトケビッチら政治囚6人の釈放は、欧米諸国との外交関係を考慮したものとみられている。実際、EU、および米国の外交当局者は、この釈放をベラルーシとの関係改善の一歩になると評価した（Reuters電子版 August 23, 2015）。ベラルーシは「ウクライナ問題」の仲介に積極的に関わり、2014年9月と2015年2月に締結されたウクライナの政府軍と親ロシア派武装勢力との停戦に関わる「ミンスク合意」の舞台を提供した。このことは欧米諸国からおおいに好感されていたといつてよい。OSCEの評価とは裏腹に、選挙翌日の10月12日にルクセンブルクで開かれたEU外相会議では、ベラルーシへの制裁解除案が協議され（毎日新聞電子版 2015年10月13日付）、同月30日にはルカシェンコ大統領を含む政府高官ら約170人のEU内への渡航禁止や資産凍結が、2016年2月までの4ヵ月間限定ながらも解除された（読売新聞 2015年10月31日付）。選挙の技術的な、そして法的な意味での公正性への評価がそのまま外交姿勢に反映されるわけではない。

OSCEは2015年のベラルーシ大統領選挙を国際的な基準を満たすものではなかったとしてはいるが、選挙結果を承認しないとの立場はとっていない。監視団の「最終報告書」は本文だけで28ページあるが、その本文中に「ルカシェンコ」（Lukashenko）という文字が現れるのはたった2ヵ所である。しか

もそれは、ルカシェンコが1994年以来連続して大統領を務めているという事実を伝える部分と、各候補者がメディアによるカバー率を紹介している部分である。様々な問題点について言及されている箇所では、すべて「現職」(the incumbent) という表現が用いられていて(筆者が数えたところ本文中に32カ所、注に10カ所)、ルカシェンコと名指しすることは避けているのである。

OSCEとは別に、ロシアを中心とする旧ソ連圏の国々は、「独立国家共同体(CIS)選挙監視団」を派遣した。その団長のレベジェフ(Сергей Лебедев)は、「2015年ベラルーシ大統領選挙は、同国の憲法や選挙法に則り、民主主義の原則に合致し、透明で開放的で競合的なものであった」との見解を表明している(BelTA電子版 11:26 October 12, 2015)。そして記者団に「各国には固有の法体系があり、単一の方法を画一的に押し付けるべきではない」と述べて(BelTA電子版 17:42 October 12, 2015)、暗にOSCEに反論した。

CISによる選挙監視活動は、選挙の合法性、ひいては政権の正統性を主張する手段(玉井 2017: 153)として行われていることも多い。それに比べればOSCEの選挙監視は、経験と工夫の積み重ねに裏打ちされ、技術的に洗練されたものであるが、最終的にOSCEの示す姿勢が政治的な配慮から自由であるかという点については、慎重に見る必要がある。ベラルーシにおける選挙監視の積み重ねが同国の民主化にどれほどの影響を及ぼしたかについても、より長期的な視点から捉え直してみる必要がある。1点補足すると、今回の選挙でミンスク市におけるルカシェンコの得票率は65.69%にとどまり、「すべての候補に反対」は20.36%を占め、州部とは大きく異なっていた(前掲の表1参照)。市民の意識の変化についても、次回(2020年)選挙後の行方とともに留意しておくべきことであろう。これらのことについては今後の研究の課題としたい。

〔付記〕本稿は、2020年度科学研究費補助金(研究課題:国際選挙監視活動の機能と逆機能—何が民主主義を促進し何が民主主義を阻害するのか—、研究代表者:浦部浩之、研究課題番号:18K01477)による成果の一部である。なお、本稿はもっぱら筆者の見解であり、OSCEや日本国外務省の見解とは一切関係ない。

参考文献

- 浦部浩之(2017)「国際的な選挙監視活動について」『獨協大学学報』33号, 35~38ページ。
 浦部浩之(2019)「国際選挙監視活動と2014年ウクライナ大統領選挙—OSCE選挙監視団への参加もふまえて—」『マテシス・ウニヴェルサリス』21巻1号, 1~25ページ。

- 浦部浩之 (2020) 「2014年ウクライナ議会選挙と東西地域性—OSCE選挙監視団への参加もふまえて—」『マテシス・ウニウエルサリス』21巻2号, 1~30ページ。
- 齋藤大輔 (2017) 「アレクサンドル・ルカシェンコの肖像—「欧州最後の独裁者」と呼ばれて—」服部倫卓・越野剛 (編) 『ベラルーシを知るための50章』明石書店, 215~221ページ。
- 玉井雅隆 (2017) 「選挙監視のウソ—CIS諸国と選挙監視の『虚言』と『受容』」後藤玲子・玉井雅隆・宮脇昇 (編) 『「やらせ」の政治経済学—発見から破綻まで』ミネルヴァ書房, 142~160ページ。
- 服部倫卓 (2017) 「ベラルーシという国あらましとその国土」服部・越野 (編) 前掲書, 14~18ページ。
- 服部倫卓 (2017) 「ベラルーシとロシア・ウクライナの関係—東スラヴ3兄弟の関係力学—」服部・越野 (編) 前掲書, 271~275ページ。
- 服部倫卓 (2017) 「対立から和解に向かうベラルーシと欧米の関係—EUは制裁を解除—」服部・越野 (編) 前掲書, 279~284ページ。
- 半田美穂 (2011) 「2010年ベラルーシ大統領選挙—ルカシェンコ大統領4選の軌跡—」『ロシアNIS調査月報』56巻3号, 34~42ページ。
- 半田美穂 (2017) 「ルカシェンコ政権下のベラルーシ」服部・越野 (編) 前掲書, 222~226ページ。
- 宮脇昇 (2001) 「ベラルーシの民主化と人権問題」『ロシア研究』32号, 109~130ページ。
- Frerar, Matthew (2019) *Belarus under Lukashenka: Adaptive Authoritarianism*. UK: Routledge
- OSCE/ODIHR (2015a) Republic of Belarus Presidential Election 11 October 2015, OSCE/ODIHR Needs Assessment Mission Report, 14-17 July 2015.
- OSCE/ODIHR (2015b) Interim Report (26 August - 16 September 2015), Republic of Belarus Presidential Election 11 October 2015, 22 September 2015.
- OSCE/ODIHR (2015c) Information Sheet: Request for Short-Term Observers, Republic of Belarus Presidential Election 11 October 2015.
- OSCE/ODIHR (2015d) Short-Term Observer Guide, Republic of Belarus Presidential Election 11 October 2015 (Not an official OSCE/ODIHR document).
- OSCE/ODIHR (2015e) Short-Term Observer Information Booklet, Republic of Belarus Presidential Election 2015.
- OSCE/ODIHR (2015f) Statement of Preliminary Findings and Conclusions, International Election Observation Mission, Republic of Belarus Presidential Election 11 October 2015, 12 October 2015.
- OSCE/ODIHR (2016) Final Report, OSCE/ODIHR Election Observation Mission, Republic of Belarus Presidential Election 11 October 2015, 28 January 2016.
- Центральной комиссии Республики Беларусь (2015a) Сообщение, по выборам и проведению республиканских референдумов об итогах выборов Президента Республики Беларусь в 2015 году. (<http://rec.gov.by/sites/default/files/pdf/Elections-PRB2015-Soob3.pdf> 2020年8月19日取得)
- Центральной комиссии Республики Беларусь (2015b) Республика Беларусь, Сведения о результатах голосования 11 октября 2015 года. (<http://rec.gov.by/sites/default/files/>

pdf/Elections-PRB2015-itog.pdf 2020年8月19日取得)

主要参考ホームページ

欧州安保協力機構／民主制度・人権事務所（OSCE/ODIHR）：<https://www.osce.org/odihr>

ベラルーシ共和国中央選挙管理委員会（CEC）：<http://rec.gov.by/>

ベラルーシ国営BelTA通信（英語版）：<https://eng.belta.by>

